

「安心！広島ブランド」認証制度の概要について

1 趣旨

食の安全・安心を確保するとともに、地産地消を推進するため、「安心！広島ブランド」認証制度を創設しました。

2 認証制度の概要

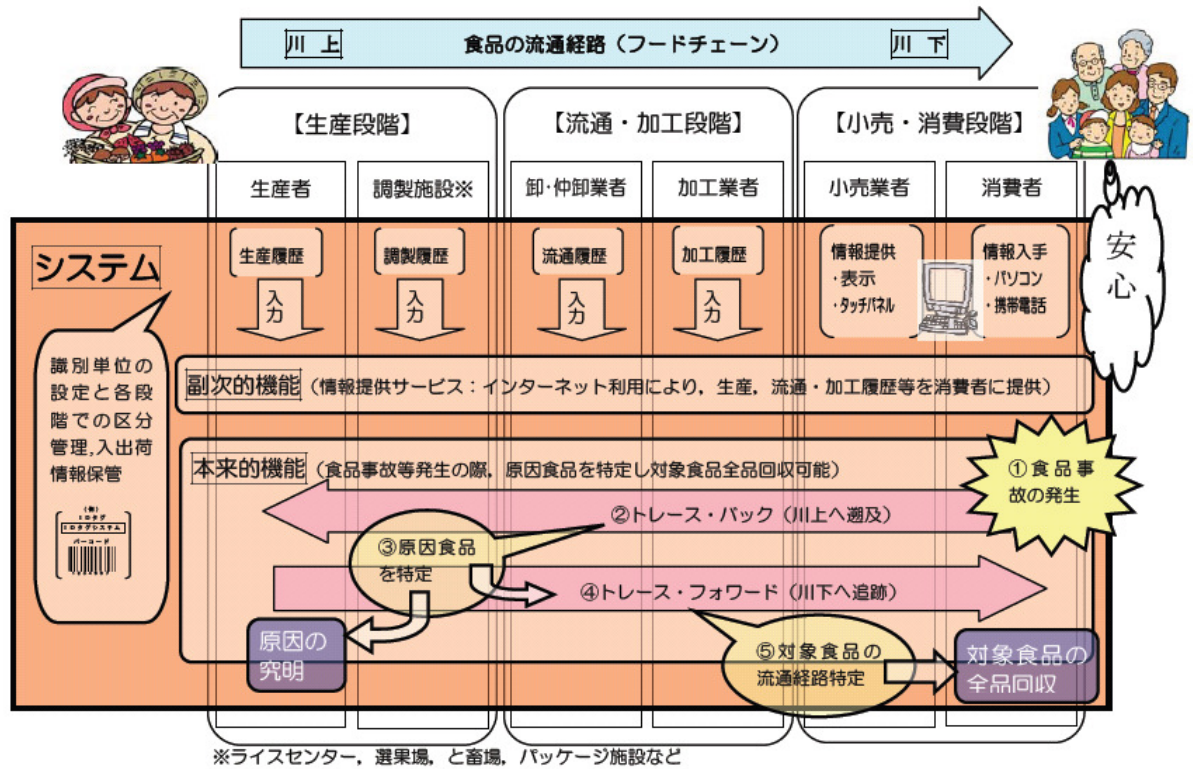
(1) ねらい

トレーサビリティシステムの導入や農薬等を低減した栽培など、県内で生産される農林水産物等を消費者に安心して購入してもらうための取組みを、「安心！広島ブランド」として県が認証することにより、本県産農林水産物の生産振興と消費拡大を図ります。

(2) 概要

区 分	トレーサビリティシステム	特別栽培農産物
制度創設	○平成16年7月	同 左
定 義	○生産、加工・流通等のフードチェーンの各段階で、食品とその情報が遡及して追跡できるシステム	○節減対象農薬と化学肥料を慣行使用の5割以下に抑えて栽培された農産物
対 象	○県内で生産される農林水産物又はその加工品のトレーサビリティシステム	○県内で生産される特別栽培農産物
認証基準	○「広島県トレーサビリティシステム導入指針」を基本とする	○農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づくもの
認証審査	○書面審査及び必要に応じて「広島県食品安全推進協議会」の意見聴取	○書面審査及び現地確認
有効期間	○認証の日から3年間	○当該農産物の出荷終了まで
認証マーク	○認証対象食品についてのみ使用可	同 左
		
遵守事項	○消費者等の問合せに対する誠実な対応 ○県が行う検査に対する協力 ○不適切な事実の調査報告	同 左
認証取消・公表	○認証の内容等に違反した際の認証取消 ○悪質な違反行為の公表	同 左
立入検査	○報告命令，立入検査	同 左

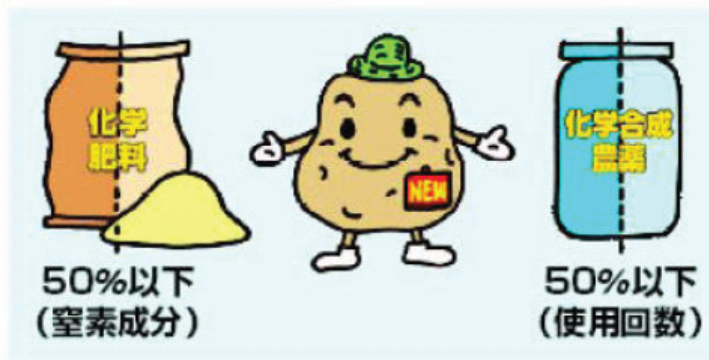
3 トレーサビリティシステムの概要



4 特別栽培農産物の概要

(1) 対象農産物

使用される化学合成農薬（使用回数）及び化学肥料（窒素成分）が、その両方において、地域の慣行の5割以下であること



(表示例)

農林水産省新ガイドラインによる表示
特別栽培はくさい
 節減対象農薬：当地比○割減
 化学肥料（窒素成分）：当地比○割減
 栽培責任者 ○○○○
 所在地 広島県○○町△△△
 連絡先 Ⅱ □□-□□-□□
 確認責任者 ○○農協□□課長 ○○○
 所在地 広島県○○町△△△
 連絡先 Ⅱ □□-□□-□□

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
○○○○○	殺菌	1回
□□□□□	殺虫	2回
△△△△△	除草	1回

(2) 比較の基準（地域慣行レベル）

地方公共団体が定めたもの又はその内容を確認したもの

(3) 生産管理の方法

生産ほ場の設定、栽培責任者及び確認責任者の設置